

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

規制の名称：特定運航の開始日時の通知の義務付け（第8条）

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省海事局安全政策課

評価実施時期：令和8年10月16日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

 i

(該当理由)

- ・ 遵守費用の種類としては電子メール、ファックス又は郵送による政府への通知の送付が想定され、規制の対象となる事業者数は10程度、その事業者が年間に行う特定運航は1事業者当たり4件程度と見込まれるため、年間の特定期間運航は最大40件程度と予測される。当該状況を踏まえると、遵守費用と行政費用の合計が年間10億円以上となることは到底見込めない。また、個々の規制対象者の遵守費用は、1回の特定運航当たり多くとも数百円程度であり、1万円を大幅に下回ると見込まれる。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 現下の国際情勢を踏まえ、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号。以下「特定タンカー法」という。）の対象となる船舶が輸送する貨物を、イラン産原油から、政令で指定する国又は地域（以下「指定国」という。）を原産地又は船積地とする原油・LNG・石油製品に拡充し、当該貨物を指定国から我が国へ輸送する船舶の所有者と政府が「特定保険者交付金交付契約」を結ぶことにより、その船舶について万が一船舶事故が発生した場合に、それによる損害等のうち再保険で対応される分に相当する部分を「特定保険者交付金」として政府が填補できることとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 船舶の運航においては、船舶所有者が第三者への損害賠償に備えるための船主責任保険（P&I 保険）が必要不可欠。高額の保険金支払いに備え、P&I 保険を提供している者（JPI）は欧米から再保険の提供を受けている。
- ・ 現在の不安定な国際情勢においては、特定の国から重要物資（原油、LNG、石油製品）を輸送する船舶について、経済制裁により P&I 保険の再保険の提供が停止するおそれがある。
- ・ 再保険の提供が停止すると P&I 保険は実質的に無保険状態となり、当該船舶の航海が困難になるため、安定的なエネルギー供給の観点から、これに対応することが急務。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 船舶の運航に係る事故等が発生した場合において、政府が、事故等の発生時刻を踏まえて特定保険者交付金の交付の対象となるかどうか、すなわち国が債務を負うかどうかの判断を行うことを可能とするため、現行の特定タンカー法第 8 条は、特定保険者交付金の交付の対象となるイラン産原油を輸送するタンカーの運航（以下「特定運航」という。）が予定されている場合、その開始日時を船舶所有者が政府に対し通知することを求めている。
- ・ 政府による船舶所有者に対する特定保険者交付金の交付の対象となり、国が債務を負うかどうかの判断を行うことの必要性は、特定タンカー法の対象となる船舶が輸送する貨物が、イラン産原油から指定国を原産地又は船積地とする原油・LNG・石油製品に拡充されたとしても、変わりはない。
- ・ そのため、特定保険者交付金交付契約に係る特定運航の開始日時を政府に対して通知する者の対象を、イラン産原油を輸送するタンカーの所有者から、指定国から我が国へ原油・LNG・石油製品を輸送する船舶の所有者へ拡大する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【拡充】

- ・ 特定保険者交付金交付契約に係る特定運航の開始日時が政府に通知されることにより、政府は、特定船舶に係る事故等が発生した場合において、事故等の発生時間を踏まえて、政府による特定保険者交付金の交付の対象となるかどうかの判断を行うことが可能となる。当該通知がなかった場合には、政府として特定運航が行われていることを把握できず、事故等が発生した場合における特定保険者交付金の交付に支障が生じるおそれがある。

3 負担の把握

【拡充】

<遵守費用>

- ・ 全体で年間最大 40 件程度の申請が見込まれるところ、1 件当たりの申請書記入等に要する時間は 10 分程度と見込まれるため、全体の所要時間は年間最大 6 時間程度、時給単価 3,200 円※を乗じると年間費用は 19,200 円程度と想定される。

(※) 給与所得者の年間平均給与(正社員) 5,449 千円(【出典】令和 6 年分民間給与実態統計調査(国税庁))を年間総実労働時間(事業所規模 30 人以上) 1,714 時間(【出典】労働統計要覧令和 6 年度(厚生労働省))で割った値 3,179 円≒3,200 円。

- ・ 電子メール、ファックス又は郵送による政府への通知の送付については、1 件当たり多くとも数百円程度と見込まれるため、全体の費用は年間 1 万円程度と想定される。

<行政費用>

- ・ 本規制案に係る通知の受領に係る事務のみについて人員の増強等を求める必要のある程度のものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、増加する事務に関して発生する費用は軽微であると想定される。
- ・ 全体で年間最大 40 件程度の申請が見込まれるところ、1 件当たりの通知の受領に要する時間は 10 分程度と見込まれるため、全体の所要時間は年間最大 6 時間程度、時給単価 2,900 円※を乗じると年間費用は 17,400 円程度と想定される。

(※) 国家公務員(行政職俸給表(一))の平均給与月額 414,480 円(【出典】令和 7 年国家公務員給与等実態調査(人事院))を総実労働時間(事業所規模 30 人以上、1 ヶ月当たり) 141.1 時間(【出典】労働統計要覧令和 7 年度(厚生労働省))で割った値 2,937 円≒2,900 円。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

・

(意見聴取しなかった理由)

☐ 具体の規制内容は、下位の法令で検討されることになるため

☒ 遵守費用が増加せず、規制対象者以外の利害関係者もないため

☐ 参加者の抽出又は参集が困難なことから、別途、アンケート調査を行っているため

☐ 規制を共管する他の府省で、別途、意見聴取を行っているため

☐ その他

（「その他」の具体的理由： ）

5 事後評価の実施時期

【拡充、緩和・廃止】

- ・ 本規制案については、本法案の施行から 5 年後（令和 13 年度）に事後評価を実施する。